

●香川県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年11月29日から同年12月20日まで一般の縦覧に供する。

平成28年11月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 富田西鴨庄線（140号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市寒川町神前字遊良 1848番1地先から さぬき市寒川町神前字遊良 1784番2地先まで	8.2~28.9	97	平成25年香川県告示第195号 で変更した区域の一部及び平 成28年香川県告示第325号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成28年11月29日